

# 第 120 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

## 第 120 回入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成 22 年 3 月 23 日（火）17:17～19:10

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

### 1. 実績評価（案）等の審議

- 木材流通統計調査のうち木材価格統計調査（農林水産省）
- 牛乳乳製品統計調査（農林水産省）
- 生鮮食料品価格・販売動向調査（農林水産省）
- 森林技術総合研修所庁舎の管理・運營業務（農林水産省）

### 2. その他

#### <出席者>

##### （委員）

小林副主査、逢見副主査、前原委員、野原委員、引頭専門委員、鈴木専門委員、  
高橋専門委員、椿専門委員

##### （農林水産省）

大臣官房統計部 生産流通消費統計課 中島課長、北村課長補佐、  
消費統計室 伊藤室長、石橋課長補佐、増田課長補佐  
統計企画課 鶴見課長、南課長補佐

##### （林野庁）

森林技術総合研修所 総務課 佐藤課長、鈴木係長

##### （内閣府）

公共サービス改革推進室 佐久間室長

##### （事務局）

佐久間事務局長、上野参事官、森丘参事官、山西参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから「第 120 回入札監理小委員会」を開催いたします。本日は農林水産省の「木材流通統計調査のうち木材価格統計調査」、「牛乳乳製品統計調査」、「生鮮食品価格・販売動向調査」、「森林技術総合研修所庁舎の管理・運營業務」の 4 件の実績評価（案）等について審議を行います。

なお、統計調査に関する実績評価（案）等の審議につきましては統計調査分科会より各委員の先生方に御出席いただいております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、初めに「木材流通統計調査のうち木材価格統計調査の実施状況及び実績評価（案）」について審議を行います。

本件調査につきましては、平成 20 年 11 月から平成 22 年 12 月までの 2 年 2 か月の契約期間として、民間競争入札により事業を実施しているところですが、まずは事業の実施状況について農林水産省大臣官房統計部、生産流通消費統計課、中島課長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は 5 分程度でお願いいたします。

○中島課長 今、御紹介いただきました中島でございます。座らせていただいてさせていただきます。お手元に私どもの方が作成いたしました「木材流通統計調査のうち木材価格統計調査の実施状況について平成 21 年調査分（案）」ということでお手元に配付されていると思います。それに従いまして、簡単に御説明させていただきます。

I は「事業の概要」でございます。御案内のとおり、事業の内容は木材価格調査の実査準備から統計表の作成に係る業務をやっていただいております。契約期間は 20 年 11 月から 22 年 12 月までの 2 年 2 か月分間でございます。

受託者は財団法人農林統計協会でございます。

2 番目としまして「確保すべき質の達成状況及び評価」でございます。平成 21 年調査、1 月から 12 月分における確保すべき質の達成状況及び評価につきましては以下のとおりでございます。

まず、調査票の回収・督促につきましては下にございますけれども、国が実施してきたときと同じように、同様に 100%の回収率となっております。

督促状況につきましては、多少、年の始めごろにつきましては回数が多くありますが、その後、以下、説明いたします工夫によりまして順次減ってきております。

次の 2 ページ目をお願いいたします。

「調査客体からの問い合わせ対応、調査票の審査、疑義照会対応及び報告」ということでございます。調査客体からの問い合わせ対応につきましては、民間事業者が調査票へ記入する価格の照会の対応など、具体的な事例を含んだ業務マニュアルを作成いたしまして、また担当者の実務研修も行いまして実施しておりまして、問い合わせについては、1 年間、合計件数 55 件ございました。主なものは調査内容でございました。35 件ありました。

その内容については下に書いてございますが、例えば調査内容について調査対象品目の単位等についての問い合わせがあったということでございます。

(2)、「調査票の審査、疑義照会対応、報告」の件でございます。民間事業者におかれましては、実務担当者への審査、疑義照会対応のマニュアル作成に当たりまして、先ほど言いましたけれども、価格の増減要因の確認など具体的な事例を含んだ業務マニュアルを作成いたしまして、できるだけ対応を適切に行うように工夫いたしております。

調査票の審査につきましては「審査、集計、検討事項一覧票」に基づきまして、複数の者で同一調査票について審査し、更にその結果につきましてその検討事項一覧表の基準を超えたデータ、あるいは未記入の不備等があったものについては疑義照会を行って修正し、修正した内容につきましても複数の者で確認を行ったりしております。

それから、入力データにつきましても審査プログラムを用いて審査・疑義照会の確認を行っております。

しかし、残念ながら、21年1月、2月の調査分につきましては調査結果を報告することを優先した関係上、まだ手慣れていないことがございまして、疑義照会が未完了の状態です。400客体のうち1月については97、2月については70客体についてその報告が農林水産省に疑義照会を行わない時点で行いました。農林水産省におきましてそのことを審査せざるを得ない状況になりました。

このことから、農林水産省としましては3月調査分から疑義照会を完了した後に報告を行うよう指導しましたという結果でございますが、残念ながら、3月に1月、2月も含めた疑義照会が改めて発生し、そのために報告日が3月については4日遅延するとともに、1月、2月分についての公表値の修正をすることが生じてしまったということでございます。

この件につきましては民間事業者における林業・製材業の知見とか調査のノウハウ不足があったということもございまして、疑義照会などのときの業務増加時における人員体制の体制が必ずしも十分ではなかったということでございます。

そのようなことから、4月におきまして民間事業者におかれましてはこういうときの人員体制を5名から9名体制に増員されて、再発防止を行われました。その結果として、現在、そのような問題はその後には生じていないと思っております。

それから、21年調査全体の疑義照会は国で行った時点に比べまして大幅に増加いたしております。下の表にあるとおりでございます。これは後ほど申し上げますけれども、価格変動を、例えば価格が3%増減した場合は確実に聞くとか、我々がそういう意味での基準を具体的にしたことによりまして増えていたり、あるいは消費税の問題などで増えたということでございます。

こういったことにつきまして、業務の内容について民間事業者からその件につきましてヒアリングを行ったところ、審査につきまして木材の専門知識が必ずしも十分ではなかった、あるいは調査客体が零細な事業者が数多くありまして、なかなか担当者と連絡がとれなかったということ、そのことが月別調査という性質上、なかなか時間がかかってトラブルがあった場合のリカバリーの時間が短いということが結果として総括されております。

次に3番目の「評価」でございます。

回収率につきましては先ほど申しましたように、毎月の調査票の回収率は100%ということで評価できるのではないかと考えております。しかしながら、民間事業者におかれましては月別調査のノウハウや木材の知見が十分に蓄積されなかったこと、あるいは疑義照会の際の増員体制が十分ではなかったということがあって、報告の遅延とか修正報告があったということでございます。

これは統計精度の維持の観点からいうと不十分な対応であったということでございますが、再発防止策が講じられたことにより、現在、そういう問題はほとんど起こらなくなっているということでございます。

次、Ⅲ。「実施経費の状況及び評価」ということでございます。

本業務を実施した経費につきましては、下表のとおりでございますが、若干の増加はありますけれども、その主な要因は先ほど言いました増員体制が4月以降行われたその人件費などが増えているということです。

一方では、多少、工夫によりまして調査関係費の郵送費などが減っているという工夫もございますけれども、結果として人件費の増などがありましたということでございます。その件につきましては5ページの上に評価といたしまして、今回の事業において初年度においては民間事業者の実施経費が契約金額を上回りましたけれども、それが人件費が上回ったことなど、統計精度の維持の観点からいけば今回はやむを得なかったことではないかと考えておるわけでございます。

次、Ⅳの「事業の実施状況」でございます。

実施体制につきましては先ほど来、説明したとおり、多少、人の数が増えておりますけれども、おおむね計画どおりではなかったかと。

それから、実査準備といたしましても、ここに、下にございますように、調査関係用品の印刷状況については計画どおりということでやらせていただいております。

それから、Ⅰの「調査客体への翌年の調査の連絡・協力確認」ということでございますが、調査開始前に電話によりまして全調査客体に対して協力依頼が行われ、調査実施機関に変更がなかったことを連絡させていただいたということでございまして、また、調査客体に対しましてはオンライン調査もできますよということの変更案内も改めて行っているところでございます。

その結果といたしまして、全調査客体からおおむね年内に了解が得られたということでございます。

次、「実査」でございます。

実査につきましては、調査関係用品の配布も計画どおりできたと。創意工夫した点としましては、毎月の報告期日を明示したものをその調査関係用品のほかに同封して調査客体へ周知徹底を図ったと。

それから、調査客体からの照会対応につきましても、創意工夫した点として照会のあつ

た内容を業務マニュアルに追記いたしまして、より適切で効率的な対応を行えるような工夫がなされております。

それから、3番目として「調査票の回収・督促」でございます。

回収につきましては郵送、オンライン、FAXということで、どちらでも客体の希望による方法が行われまして、21年12月調査時におきましては郵送115客体、オンライン44客体、FAX232客体ということでございます。

そういう意味で、当初、督促なしの回収率は低かったわけですが、5月から電話、FAXなどによりまして報告日につきまして事前に連絡を行ったということから、その後は督促まで至る件数はだんだん減ってきているということの工夫がなされております。

創意工夫した点としては、先ほど言いましたように報告日の事前通知を行ったこと、あるいは督促については連絡がない場合は、FAX、電子メールなどによりまして督促を行ったこと。あるいは回収・督促状況を一覧表に整理しまして、担当者が確認できるようにいたしまして、そういう回収・督促漏れのないように工夫を行ったことが挙げられております。

それから、4番目。次のページでございます。「調査票の審査、調査客体への疑義照会」ということでございます。

調査票の審査につきましては、複数の目でちゃんと目視により審査を行ったと。更にその後、審査プログラムを用いまして、再度、審査基準を超えたデータにつきまして理由を確認し、調査客体に電話をして疑義照会などを行っているところでございます。

調査票の審査、調査客体への疑義照会の体制は先ほど言いましたように5名程度でございましたけれども、事務処理が困難になってきたことから、4月以降9名になりましたということでございます。

それから、疑義照会の創意工夫した点としましては担当者との連絡がしやすい時間帯を把握して、効率的にやらせていただいたということが挙げられるのではないかと考えております。

5番目。「集計及び第1報結果表の作成・審査」でございます。

これは自動集計プログラムを用いて自動的に加算・集計する方法で行っておりますし、集計結果につきまして2人一組で審査基準に基づいて審査が行われております。

それから、「調査客体への謝礼支給」でございます。

これは1年間の調査終了後に調査客体へ電話によりまして振込口座を確認し、下記のとおり謝礼を払っておるところでございます。

それから、「調査客体への対応状況」でございます。

ここにつきましては、すべての調査客体に対して、対応状況についてどのような形で客体的の方が認識を持っているかのアンケート調査を実施したということです。内容につきましては(1)に書いてありますように、事務局からの調査協力依頼の状況ですとか、事務

局への問い合わせ等の対応状況ですとか、事務局からの督促対応状況、事務局からの疑義照会対応状況、あるいは全体の感想について実施しております。

回答はここにございますように、回収率 73.5%で回収されてございます。

集計結果、調査協力依頼状況などにつきまして4つぐらいの点に整理しています。おおむね、ほとんど特に問題はなかったという回答を客体の方からいただいておりますが、一部、不都合があったということを項目ごとに例示いたしますと、調査協力依頼状況につきましては時間帯について不都合があったという回答のあった4調査客体でありますとか、あるいは②の問い合わせ等の対応状況については、説明内容がどちらかといえばわかりづらいという回答が1調査客体にございました。

あるいは③の督促対応状況につきまして、督促電話の時間帯が不都合であったという回答が2調査客体からありました。また、④の疑義照会の対応状況につきまして、時間帯について不都合があったという回答が4調査客体から寄せられております。

以上でございます。

10 ページ以降、アンケート調査の集計を載せてございますが、これは割愛させていただきます。

○小林副主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の実績評価（案）について内閣府より説明をお願いいたします。

○公共サービス改革推進室 それでは、実績評価の（案）につきまして御説明をさせていただきます。今、農林水産省さんの方から御報告がありました実施状況を踏まえまして、私ども内閣府の方で評価（案）を作成いたしました。

資料の方は資料A-2、「実績評価について（案）」を御覧いただきたいと思ひます。

1 ページ目につきましては、事業の概要等を書かせていただいております。こちらについては省略をさせていただきます。

2 ページ目のⅡの「評価」のちょうど中ほどでしょうか、3の「対象公共サービスの実施内容に関する評価」というところからお話をさせていただきたいと思ひます。

「サービスの質」でございます。回収率ということで設定をさせていただきました。農林水産省さんからの御報告にもありましたとおり、目標回収率 100%は各月とも達成されたということでございます。

3 ページの表を併せながら見ていただきたいのですが、こちらの方に従来の実施方法と、これは 19 年の調査ですが、21 年の調査の実施状況を並べさせていただきます。

調査協力依頼につきましては、今までは職員が訪問してまず協力依頼をしていた。21 年につきましては電話で民間事業者の方が確認をしていったということで、効率的な方法をとられているということでございます。

それから、調査方法につきましても、従来、郵送、オンラインという方法でございましたが、民間事業者はFAXという形を導入されたと。このFAXにつきましては21年12月調査ということでその下にちょっと書かせていただいておりますが、232客体が導入さ

れたということで、約6割の客体が導入されたということです。客体側が答えやすい形を工夫されて民間事業者が実施されたということでございます。

そういった中で民間事業者の提案、工夫をいただいた中で100%の回収ができたというのは評価できるものと考えてございます。

また、もう一点は「督促・回収」というところでございます。

こちらにつきまして、農林水産省さんからの御説明にもございましたが、5月調査から報告期日の事前通知を行いましたということでございます。こちら、下の表、ちょっと数字の羅列で見づらいのですが、左側が報告期日までに回収、右側が督促により回収した客体の割合でございます。

報告期日までに回収した割合、5月を見ますと82%と高くなっています。その前の4月が52.4%ということで、事前通知をしたことがその後の督促業務の軽減にもつながってきているということが見て取れるのかなと考えてございます。

こういった工夫をしていただきながら、100%という回収率を達成できたというのは評価をしていきたいということがまず一点でございます。

3ページ目の方で「その他」といたしまして、「調査票審査・疑義照会」を書かせていただいております。この実施方法につきましては、先ほど農林水産省さんの方から御説明がございました。マニュアルを作成しまして、事前に実務担当者への研修を行っております。

実際の審査については目視審査をした後、データ入力をし、そのデータを、審査プログラムを用いて審査を行うという流れでございます。

また、残念ながら、1月、2月の調査につきましては報告期日を遵守するということが事業者の方は思われていたということもあって、疑義照会が未完了な状態で農林水産省に報告があったということでございます。

4ページ目の方に入っておりますが、b「評価」といたしまして、照会の件数そのものにつきましては19年の実績は実は70件という数になってございまして、それを大きく上回る1,306件が今回の疑義照会の件数でございます。

この大量な件数につきまして、4月から人員体制を整備された。4名の増員をされたということをいただきながら、確実に実施していただいたということは評価できるのかなと考えてございます。

1月調査分、2月調査分の疑義照会が未完了な状態での報告につきましては、農林水産省の指導に基づきまして、3月から改善されているということでございます。

この調査は毎月調査ということで、短期間で一連の業務をやっていかなければなりません。その一連の業務を効率的に実施していただくということにつきましては、それに必要な人員体制、場合によってはその業務が増加したときにバックアップ体制というようなところを確実に整備しておくことが必要なのだろうと考えてございます。

このため、次の事業、次期事業につきましては疑義照会の件数や審査内容、そういった



人員体制の整備に必要な情報を、十分、情報開示をいただきたいということと、業務がスムーズに進められますよう、業務開始当初の手当てといたしまして、是非、十分な時間的余裕を持った詳細な引継ぎをお願いしたいということと、事業開始当初は民間事業者の実施状況を把握していただいて、是非、農林水産省さんからも適切なサポート、必要なサポートをお願いしたいということの評価に書かせていただいております。

次に（イ）としまして「報告値の修正」という観点でございます。

こちらは民間事業者の方からの農林水産省への結果報告の修正につきましてちょっと触れさせていただいております。5ページの方に表が入っておりますが、修正回数としましては年間の合計で37回となっております。結果公表後の修正も31回という結果になっているということでございます。

この修正が生じた要因につきましては、先ほど農林水産省さんの方からも御説明がありましたが、木材の専門的な知識が調査票の審査に関しては必要なのだというところ。それから、月別調査、短期間でやらなければいけないということもありまして、トラブルがあったときにリカバリーの期間がなかなかとれないという点について御報告がされてございます。

短期間の中で一連の業務をやっていただくということでございますので、その中で修正を生じさせないということでは効率的にやっていただくということと、十分に正確な審査をやっていただくことが必要なのだろうと考えてございます。

お話にもありました木材の専門知識という観点、当然、これも必要だとは思いますが、調査客体個々の特徴をあらかじめ業者の方が把握した上で行っていただいた方が、より効率的に、そして正確な調査票審査ができるだろうと考えてございます。

次の事業に当たりましては、調査客体ごとの取扱品目、仕入れ、あるいは販売の特徴、それからこれまでの疑義照会の内容等を整理しました調査客体の情報を、是非、民間事業者の方に参考資料という形で提供いただけたらどうかと考えてございます。

それから、「実施経費」の方でございます。

21年、22年の事業ということで、現在、やられております。契約額については2,100万円という金額になってございまして、19年度、国が行っていた際の実施に要した費用と比べますと約48%ということで、2年間では2,237万円、1年間で平均しますと1,118万円の経費が削減されている形になってございます。

「評価のまとめ」です。ちょっと長くなりまして、済みません。

まず、この事業そのものですが、木材の流通改善対策、木材産業の合理化対策等に必要な素材や木材チップの価格、木材製品の価格水準、その変動を把握するものということで、必要なものということで継続して実施することが必要なと考えてございます。

6ページの方に入っておりますが、次期事業の実施に当たりましては、今回の実施状況を踏まえまして、以下の点に留意した上で民間競争入札を実施していただきたいということとをちょっと考えております。

先ほど、お話ししました点の繰り返しになりますが、調査票の審査業務を確実に実施するという観点から民間事業者が十分な人員体制を整備することができるよう、審査内容、疑義照会の件数等の必要な情報を、是非、情報開示をいただきたいということ。

それから、調査票の審査を効率的に、かつ正確に実施をしていただくという観点で調査客体の取扱品目、仕入れ・販売の特徴、これまでの疑義照会の内容等を整理した客体の情報を参考資料として民間事業者に提供していただきたいということ。

それから、毎月調査ということで、一回遅れてしまうとその次の月も連鎖的にちょっと遅れてしまうということも考えられるものですから、事業開始当初、円滑な事業実施ができるよう、まず時間的余裕を持った詳細な引継ぎ。それから、事業開始当初、民間事業者の進捗状況、業務の状況を把握していただいて、適切なサポートをお願いしたいということをお願いしたいと思っております。

それから、事業経験を踏まえまして民間事業者が更に工夫をして効率的に実施いただくという観点から、契約期間、今、2年でございますが、これの延長も検討をいただいたらどうかということがございます。

済みません。長くなりました。以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして、事情の実施状況及び実績評価（案）につきまして御質問、御意見をお願いいたします。

○前原委員 いいですか。

○小林副主査 はい。

○前原委員 大変、スムーズにやっていただけて感謝しています。以前に栃木で製材所の視察をさせていただきましたが、そのとき感じたこととこの実績は大体合っていると思います。郵便をポストに入れに行くのが面倒くさいとおっしゃっていました。かといって、コンピューターでオンラインでというレベルにはなっていなかったもので、このFAXを入れたのは非常によかったと思います。現場に合っているのではないのでしょうか。

それから、いろいろ改善された跡もよくわかりました。ありがとうございます。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。はい。

○高橋専門委員 御説明、どうもありがとうございました。今回のケースはいわゆる民間に任ず場合の問題点のような、ケーススタディとしては非常にいいのではないかと。こういう問題が最初にぱっと出て、ある意味でこれをこういうふうに解決してという形のケーススタディとして、これをもっといろんなところも、皆さん、参考にされるべきものではないかと思いました。そういった意味では、これは非常に参考になりました。

一つ。4月で人数が9名に増えましたよね。それは結果的には年いっぱいずっと9名体制でされたのか、あるいはだんだんよくなってきたので、また減らされたのか。その辺、どうされたのでしょうか。

○中島課長 結果的には、基本的には9名でやると。ただ、疑義照会とか応援態勢ということを含めてやっていますので、コアになる人は常時やっていますが、先ほどちょっと説

明しましたが、これは毎月なので客体から事業体に、民間事業者に来るのは15日現在で20日の日に来ます。

それで私どもの方に報告してこられるのは25日なので5日間しかないものですから、内容的に疑義照会の数が多ければ応援態勢でぱっとやると。ただし、そこまで必要がなければその人数は発動しませんので、人日で先ほどの経費のところを見ていただきますとわかるように、5人から9人になれば人件費は倍近くなるはずなのに人日だとそこまで行っていないので、やはりそれは時期、時期に応じて効率的に仕事をしていただいたのだと思っております。

○小林副主査 ほかにいかがですか。

○引頭専門委員 今、両先生方がおっしゃったように、単年度の中で改善とかそういうものが非常にはっきり表れた調査で、すごくよかったと思います。

一点だけ質問なのですが、疑義照会であるとか修正回数の主因となっているのが例の消費税の取扱いのところが何か結構すべてで、もしこれがなかりせば物すごくよかったのではないかと思うのですが、ちょっと疑問だったのは消費税は別に今年、今年度、始まったわけではなくて、前からずっとあるわけで、どうしてこんなになってしまったのか。

要するにももとのマニュアルとかそちらの方に問題があったのか、民間事業者に委託したことで問題があったのかということだけ教えてください。

○中島課長 私どもとしては、主な要因としてはむしろ私どものやっていた時代から仕組みのところにもう少し配慮が必要だったのではないかと思っております。要領上には明確に消費税を入れると書いてあります。

ところが、客体の方が御報告になる報告書にはそういうことをきちっと明確に書いていなかった。だから、そこだけ見る。相手方の担当が替わってきますので、その中でそれを見ていなくて、ただ自分の台帳を写されたのをチェックし切れなかったと。

それで4月の時点にどうもその辺について幾つか問い合わせがあるのを見ると、これは疑問だなと思われたので、記入の仕方を要領とは別にお配りしたのです。

これはもう少しチェックしなければまずいということで民間事業体と相談してお配りしたら、実は消費税についてミスがある客体、それは私どもの報告が間違っていましたというのが幾つか出てきたので、ほかの客体の方もおられるのではないかとということで、我々としては正確を期す意味で、民間事業者の方には大変申し訳なかったのですが、すべての調査客体にもう一度、念のため、そこについて大丈夫ですかということをしてもらったことによって、疑義照会が増えてしまったということでございます。

○引頭専門委員 ということは、前の年といいますか、農林水産省さんがやっていたときもそういう問題はあった。

○中島課長 そこは我々もすごく問題意識としてあったので、この時点でその前年も含めて全部確認をさせてもらって、修正公表も含めてやらせていただきました。

○引頭専門委員 わかりました。

○小林副主査 ほかに。はい、どうぞ。

○椿専門委員 やはり非常によくできた例だと思いますけれども、勿論、その最初の1月、2月に納期優先で質のための問題が起きたと。これも今回、初めて起きた、やった経験で民間の方がそれをよくわかっていなかったということだと思うのですが、やはり基本的に質が最優先であって、納期よりもそちらが重要であると。

それをしないと、結局、公表値を再修正するという形で、事実上は納期も遅れていたという形になると思うので、こういう事例は今後の民間入札においてもいろんなところで起きるのではないかと思うので、その質の優先ということをかなり重要視するような形で広報をしていただいて、広報とか今後の入札条件のときに説明していただければと思います。

○中島課長 評価（案）でもそういう御指摘をいただいていますので、我々としてはその方向で対応していきたいと思います。

○鈴木専門委員 同じ意見になりますけれども、特に審査とか疑義照会のところで大分手間取ったということですが、その審査に当たっては木材の専門的知見が必要だということですので、是非、事業者に対してそういう面の御指導をお願いできればと思います。

○中島課長 そのことを対応していきたいと思います。

○小林副主査 よろしいでしょうか。では、今、いろいろな御意見、御質問が出ましたけれども、ここの部分につきましてはよい事例ということで、また今後の改善に向けて努力していただきたいと思います。

評価（案）につきましては、今、若干の質問等が出ましたけれども、多分、それがこの中に組み込まれておりますよね。大丈夫ですよ。はい。

それで、その（案）で進めていただければと思いますので、先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○小林副主査 では、本件につきましてはこの審議で終わりにしたいと思います。本日はありがとうございました。

（農林水産省担当者入替え）

○小林副主査 続きまして、「牛乳・乳製品統計調査の実施状況及び実績評価（案）」について審議を行います。本件調査につきましては平成20年11月から平成23年1月までの2年3か月の契約期間として、民間競争入札により事業を実施しているところですが、まずは事業の実施状況につきまして農林水産省大臣官房統計部、生産流通消費統計課、消費統計室、伊藤室長より御説明をお願いしたいと思います。

説明は要点を5分程度でお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○伊藤室長 消費統計室長の伊藤でございます。どうぞ、よろしくお願いたします。時間が限られてございますので、ごくごくポイントを、要点を押さえまして御説明をさせていただきます。

まず、最初に時計文字のⅠの「事業の概要」でございます。

本調査は既に御承知のとおり、牛乳及び乳製品の生産、出荷、在庫等に関します実態を明らかにいたしまして、畜産行政の企画立案等に必要な資料を整備することを目的に、年1回実施いたしますすべての工場を対象といたします基礎調査と、そのうちサンプリングをいたしますが、毎月実施いたします月別調査の2つに分かれてございます。

まず、基礎調査につきましては、これは調査項目の中に通常の企業にとっては他社に知られたくないような情報が含まれてございます。これまで客体の企業の一部からは国以外の者に調査票を見られることへの抵抗感がございまして、民間競争入札への移行に際しましても抵抗を示すといった状況がございました。

このため、民間競争入札への移行と本調査の円滑な実施の両方を実現するために、やむを得ず基礎調査の受託・委託業務範囲を調査票の回収までに限定することと致しました。これは民間事業者には客体が封をしたもの、密封したものをそのまま送って、民間事業者はそれを審査する農林水産本省に送るというものでございますが、そういった業務に限定をすることといたしまして、その点につきましては既にこの場でも御説明をしてきたところでございますが、そういう限定を設けてきてございます。

こういったような業務の基礎調査における限定が波及した結果といたしまして、月別調査の方でございますが、この調査の個票の審査、民間事業者が行う個票の審査に当たりましてもすべてを民間事業者が行うのではなくて、農政事務所側で、農林水産省側で既に把握しております基礎調査の個別企業ごとのデータ、こういったものを見ながら民間では行えない部分の農林水産省独自の審査を行わざるを得ないといったような結果にもなっております。

更にこのことは申し上げるまでもございませぬけれども、民間事業者の審査業務の効率化といったものに一定の制約を与えるという結果になってございます。

私どもといたしましては、次期事業におきましてこのような制約が解消し、円滑かつ効率的な民間委託を実施できますようくだんの関係企業に対しまして改めて理解を求めてまいりました。

その結果、昨年夏までに委託業務の範囲の拡大につきましては了承を得ることができたところでございます。

次に時計文字のⅡの「確保すべき質の達成状況及び評価」についてでございますが、1の「調査客体への協力依頼・確定実績」につきましては、当省が求めました目標100%に対しまして基礎調査は99.3%、月別調査は99.5%と、ごくわずかではございますが、未達成という結果になっております。

これは最終的には農林水産省側も調査を拒否された客体に協力の説得を試みたわけでございますが、結果、果たせなかったということであり、この数値はやむを得ないものだと考えているところでございます。

次に2の「調査票の回収率」につきましては、私どもの目標の100%に対しまして基礎

調査は 99.9%と、1 客体、回収できないという結果でございました。

これにつきましても農林水産省側からも当該客体には説得を行ったわけですが、その上でも達成できなかったということであり、これもやむを得ない結果だと考えております。

月別調査につきましては各月とも 100%の目標を達成していただいております。

次に 3 の「調査客体からの照会対応」についてでございますが、これにつきましては特段の問題はございません。

4 の「審査事項一覧表に関する疑義照会」につきましては、表を御覧いただきたいと思っております。3 ページの下の表でございます。

御覧いただきますとわかりますように、下から 2 つ目の欄でございますが、農政事務所報告後に行われました疑義照会件数を御覧いただきたいのですが、この数字、1 月が特に大きく出てございます。これは当初民間事業者が自らの審査業務をシステムを構築して行おうとしていたわけですが、このシステムでは客体の方で入力するデータを、特に大きな振れが出た場合にははじくという仕組みになっているわけですが、はじかれた場合の「なぜはじかれたのか」というその妥当性なり根拠を客体から明示してもらうといった仕組みにはなってございませんで、その結果、農政事務所側で審査をするに当たりまして、なぜ数字が振れているのかといったことが不明なままでございますので、その点の疑義照会が集中したという状況になってございます。

これを受けまして、民間事業者では直ちにシステムの改修を実施いたしまして、更に要員の増加も行った上で 2 月分からはこの件数は激減したと。結果的に修正件数も激減したという状況でございます。

次に 5 の「報告」でございます。

基礎調査につきましては、当初の予定よりも 8 日間遅れる結果となっておりますが、これは農林水産省側から民間事業者の方へ提供する予定でございましたプレプリント済みの調査票の提供が遅れたことに起因するものであり、やむを得なかったと考えております。

月別調査の方は 1 月分についてのみ 2 日間の遅れがございましたが、2 月分以降は遅延は発生してございません。

6 の「評価」でございますが、これまで申し上げましたことの再掲でございますので、説明は省略させていただきます。

次に時計文字のⅢの「実施経費の状況及び評価」についてでございます。

1 の「実施経費」につきましては、業務初年度の見積経費と概算ということではございますけれども、実施経費、この 2 つを比較いたしますと実施経費が約 400 万円、合計で上回るという結果となっております。

これは主に民間事業者の審査業務に当たります要員を増加させたことに伴います人件費の増と、先ほど申し上げましたように、システムの改修を行ったということで、これは表の下の方には「統計調査システム構築作業」とございますが、これではなくて、更に 2 つ

上の「役務費」に計上してございますけれども、このシステム改修に要した費用の増加によるものでございます。

2の「評価」につきましては省略させていただきます。

時計文字のⅣの「事業の実施状況」でございます。

これは1の「実施体制」につきまして、2以下、実施状況の内訳の説明でございますので、説明は省略させていただきます。

最後に9ページの(5)になりますけれども、「調査客体への対応状況」でございます。

有効回収率77.2%ございましたが、そのアンケート結果を見ますと民間事業者の対応を問題視する客体の回答はごくわずかでございました。大半の客体は民間事業者の対応を十分評価していると受けとめているところでございます。

私からは以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の実績評価(案)について内閣府より説明をお願いいたします。要点を5分ぐらいでお願いします。

○公共サービス改革推進室 わかりました。済みません。それでは、資料B-2の方を御覧ください。まず、1ページ目は「事業の概要等」でございます。こちらは省略をさせていただきますまして、2ページ目の方です。中ほどに「実施内容に関する評価」とございます。

「対象公共サービスの質」、「協力依頼」というところですが、今、御説明がありましてとおりに基礎調査で5客体、うち月別調査で2客体につきまして事前協力が得られなかったということでございます。

それから、次の3ページの方を見ていただきまして、回収率でございます。こちらの目標は100%ということございましたが、基礎調査については1客体、回収できなかったという結果になってございます。こちらにつきまして、農林水産省さんから御報告がありましたとおり、農林水産省からの協力依頼等をしていただいた上でこういった結果であるということで、すべてということではなかったのですが、目標につきましてはほぼ達成できたものと考えてございます。

それから、4ページ目の方に入りまして、こちらは月別調査の回収率の関係を触れてございます。

下の方に表があります。19年の調査と21年の調査、こちらを比較したものでございますが、調査方法としましてはオンライン調査を導入され、またFAX調査も導入されております。

こちら、オンライン調査につきましては345客体が導入されたということで、すべての客体の9割の方が導入されているということでございます。

このオンライン調査につきましては、システム上、事前に報告期日を通知するということが設定されているということでありまして、督促ですけれども、19年については1か月の実績として42客体に対して1回督促を行ったということでございますが、21年については年間で40客体、延べ63回ということで、こちらの業務の効率化にもつながっている

ものと評価をさせていただいているところでございます。

それから、個票審査・疑義照会の関係でございます。

5 ページ目に入りますが、農林水産省さんからのお話がありましたように、1 月はちょっと疑義照会の件数が多かったということでございます。こちらについては2 月以降、オンラインシステムのメンテナンス、照会された内容を反映されたということ。それから専門職員の配置を行うということで、2 月から農林水産省の照会が1 月に 53 件あったものが2 月以降は 30 件以下ということで減っている。そういうことで、こちらについても評価をさせていただいております。

それから、報告値を修正した件数につきまして農林水産省さんの方からもお話がありましたとおり、民間事業者が持っていないデータで農林水産省さんが審査をした結果だということもありました。

こちらにつきましても、是非、次の事業においては必要な資料は民間事業者に提供いただきたいということを書かせていただいております。

それから、6 ページ目に入りまして、「農林水産省への報告」、(イ)としまして「納品」というところがございます。

こちら、実施結果としまして報告期日、基礎調査、年1 回の調査については8 日、月別調査については一番最初の1 月調査です。このときだけ2 日、ちょっと遅延してしまったということでございます。

下の方に書いてある「基礎調査の実施状況」でございますが、出だしである農林水産省からの調査票の提供がちょっと1 か月程度遅れてしまっているというところもあって、調査票の配布から回収までの期間がちょっと短縮されたということも、要因としてはあるのかなと思ってございます。

続きまして、「実施経費」の方でございますが、21 年、22 年の2 か年ということで契約金額が 5,580 万円という額で落札がされてございます。19 年度の国が実施していたときの経費と比べてみますと、2 年間で約 664 万円、1 年間で 332 万円の経費が削減されているという計算になります。

最後、7 ページのところ「評価のまとめ」でございます。

幾つか、ちょっと御指摘をさせていただきましたが、まず、この調査、「畜産行政の企画・立案等に必要な牛乳及び乳製品の生産、出荷及び在庫等の実態を把握する」ということで、継続して実施することが必要と考えられますが、次の事業の実施に向けましては以下の点について留意をいただきたいということで書かせていただいております。

まず、100% (すべて) を求める調査、サービスの質、回収率、あるいは調査協力の依頼という観点で、これにつきましては、是非、農林水産省と連携の上、民間事業者と双方の実現をする目標ということで、引き続き設定をいただきたいというのが一つでございます。

2 点目が、オンライン調査につきましてちょっと御説明をさせていただきました。9 割



が導入されているということがございましたので、次の事業に向けましては次の落札者がどこになっても、オンライン調査が利用できるように、そういったシステム整備については、是非、お願いしたいというのが2点目でございます。

それから、3点目が個票審査を確実に実施していただくという観点で、民間事業者の方に個票審査に必要な資料をまず提供していただくということと、調査客体個々の特徴、それから疑義照会の内容等を整理しました客体情報を、是非、個票審査の参考資料として提供いただきたいということ。

それから、実施要項において個票審査の内容・方法を明記いただきたいということです。

あと、疑義照会。調査客体と良好な関係を維持することが必要というお話も民間事業者の方からもあったようでございます。これにつきましては、是非、そういった提案を求めているので、評価項目としての設定をお願いしたいと思っております。

それから、滑り出し、事業開始当初から円滑に事業ができるようにという観点で、十分な時間的余裕を持った引継ぎ、それから事業開始当初につきましてはスケジュール管理を徹底していただくということと、民間事業者の進捗状況を十分に把握していただいて、必要な、適切なサポートをお願いしたいということ。

それから、最後になりますが、民間事業者の工夫を最大限に生かすという観点から、委託業務の範囲の拡大。先ほども農林水産省さんからお話がありましたが、それと契約期間、現状、2年間でございますが、これの延長の検討もお願いしたいと思っております。

以上です。

○小林副主査 ありがとうございます。では、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問をお願いいたします。

○前原委員 基礎調査が調査員調査ではなくて郵送調査でできたということ、それから、月別調査がオンライン調査ができたというのは大変前進だと思います。オンライン調査は当初若干、混乱があったと思いますが、恐らく2年目は非常にスムーズに行くし、赤字も出ないのではないかと思います。そういう意味では一つの成功事例がここでできたのではないかと思いますので評価をしております。御苦労さまでした。

○小林副主査 ほかに。はい、お願いします。

○野原委員 この件は、オンライン調査を導入したことによって業務の効率化と調査対象者の利便性を向上した成功事例として評価できますし、今後もさらなる改善を行っていただきたいと思います。

先ほど御説明いただいた資料2の一番最後に、アンケート結果があります。13ページですけれども、「その他、お気づきの点がありましたら御自由に御記入願います」という質問に対して、「事務局ではないが、入力画面が小窓になっており、入力しづらい」とか、「調査入力のインターネット画面上で動きが非常に遅いので時間を要する」というコメントがあります。一部の方の特殊な反応かもしれませんが、何となく想像するにウェブのオンライン調査の画面が最適ではなく、もう少し改善の余地があるのかなと思っておりますので、

今後、改善をしていただきたい。かといって毎回つくり直すというのではなく、「効率のよい」方法で進めていただきたいと思いました。

また、その次の行を見ますと「締切日のメール連絡後、3日前に更にメール連絡があり、当日に確認の電話があった。そんなに何度も連絡は要らない」と。頑張っておられた結果で、必ずしも悪いことだけではないと思いますけれども、その辺り、最適なやり方になるように、今後、更に改善していただければと思います。

以上です。

○小林副主査 ほかに。

○逢見副主査 調査票の提供が予定だった12月中旬予定が1月22日になって、民間事業者は配布から回収まで2週間足らずぐらいの相当せっぱ詰まった形で、だから、かなり督促も頻繁に、着いた途端に督促しなければいけないということになったと思います。

ここはやはり農林水産省側の調査票の提供が遅れたこと、その割には報告は8日間の遅延で済んだわけですけれども、そうした点についてもやはり改善の余地があるのであれば、そういった点も十分配慮すべきだと思います。

○小林副主査 ありがとうございます。はい。

○引頭専門委員 全般としては非常によかったと思いますが、2点だけ確認させてください。一点は、これは何度も御説明いただいていることなのであれですが、調査拒否の客体があつて、それはいろいろな、農林水産省さんもいらっしゃってだめだったというところですが、これは別に民間委託だからということではないという整理で私は聞いていたのですが、それでいいですねということ。要するに民間委託していなくてもそれはだめだったのですねということが一点です。

2点目は農林水産省さんの資料の方で5ページ目に何か謝金というのでしょうか、謝金を受け取り辞退した人がいると書いてありますが、先ほどの調査では全部もらっていたということでしたので、これはどういうことなのかだけ簡単に御説明ください。

○伊藤室長 まず、1点目の御質問でございます。調査客体の件でございますけれども、私どもは目標を協力依頼なり回収率について100%を求めたということも、実は調査の目的が行政の推進上、重要なデータになるということでもございまして、そのこととも関連いたしますけれども、統計法上の基幹統計という位置づけになってございます。

この客体に選ばれた方々は法に基づいて協力する義務が発生してございます。したがって、私どもの立場といたしましては、法律の精神に則りまして100%を目指すということにせざるをございません。

ただ、実際問題は調査拒否をする方の多くの場合は規模が極めて零細であるとか、家族経営であるとか、自分の日ごろの業務以外にこういったものに協力をするとしたこと、これは当省の調査に限らず、さまざまな調査を含めてということのようでもございますけれども、協力がしたくてもなかなかできない現状にあることを理解してほしい、そういった声でございました。

説得は続けてまいりましたが、調査票を回収する日が来てしまいましたので、そういった零細な方々のデータが結果としては反映できないまま調査の公表に至りましたが、そのことが当然だとは考えてございません。

民間になったから調査拒否が発生した、そういうメカニズムとは理解してございませんで、たまたま要請の仕方が、日ごろ、私どもでしたらそういう客体にも足を運ぶことが多いのですが、今回の民間事業者の取組みの仕方はまずは文書で要請をして、残った方々は電話でといったような手順を踏んだ中で、そういった事情を抱えている客体が今回は我々、自分たちの客体としての義務をもしかして免れるきっかけになるのではないかと、そういった期待が多少なりともあって、そうするうちに時間切れになってしまったのではないかと考えています。

更に一言だけつけ加えさせていただきますと、調査協力依頼の努力を続けてまいりました結果、22年調査におきましてはすべての方からの回答をいただいております。

それから、もう一点、謝金の辞退でございますが、これは普通に他の調査でもあることでございます。

○引頭専門委員 よくあるんですか。

○伊藤室長 はい。

○引頭専門委員 わかりました。

○高橋専門委員 済みません、これは内閣府さんの資料で受託事業者決定の経緯で今回は総合評価点が高いのが3社あって、それでくじで決められたという話がここに載っていますが、本当の意味で民間の競争入札ということであれば、すごくレベルの高い民間業者が幾つかあって入札してというのが望ましいと思うので、これは入札だからしょうがないのですが、今回は複数契約ですけど、何社かそういうのが、3社も4社も出ていて、今後、将来のことを考えると何社かいて、そこで競争入札できるようなことをやっていけば、やはりもっと効率が上がっていくのではないかと。

つまり、1社だけにずっとやっていくと、それが外れた場合、それができなくなった場合に次の業者が非常に困ってしまうというケースがありますね。できれば何社かそれくらい能力を持った業者があるのが望ましいという感じがしますが、これだけは競争入札ですから難しいのですが、そういう感想を持ちました。

○前原委員 同額だったのですね。

○伊藤室長 同点でございます。額は結果的には一番高いところが落としてございます。ただし、技術点が最も高い業者でした。

○小林副主査 今に関連して、非常にレアなケースだと思うのです。レアケースだと思うのですが、結局、総合評価点が一緒、3社が一緒だったということは同じレベル。同じレベルといっても、いろいろ技術的なレベルもあると思いますけれども、やはりその3社が競争していく環境を高めることが必要になってくるかと思うのです。

そうすると、単純にこの場合に契約期間の延長とかということを書いてしまうと、これ

は特別、特殊な事情だと思えますけれども、結局、競争の機会均等といいたいまいしょうか、そういうものを確保していくこともやはり必要なのではないかと思うのです。

だから、同じスタートラインに立って、この業者にノウハウが蓄積されてしまって、またその次の入札が行われたときにそのノウハウが蓄積された分、やはり有利になるわけですよ。

そうすると、イコールフィッティングにならないということが出てくるので、こういう場合にもうちょっと何か少しそういう競争環境の機会均等といいたいまいしょうか、そういうものを、公正な競争を促進するという観点のコメントをちょっと書いていただけるといいかなと思うのですが、事務局、いかがですか。

○公共サービス改革推進室 済みません。今、お話がありました点ですが、まず、現在、受託をされている事業者は、多分、技術点が特に高くなったのはオンラインの関係だと思うのです。

このオンラインについては、事業者の方に工夫をいただいて、調査票の審査に使ったり、報告期日の事前通知を行う。そういったいろいろな機能をもったシステムをつくられたというところで、集計も含めて効率化できるというところから技術点が高いということだったのだらうと思います。

今回、私どもの方で評価としてちょっと入れさせていただきました。オンラインについては、農林水産省さんの方で準備をいただいて、次の事業においてはどの事業者でも対応できるようにということをやまず一つ、お願いをしていくということで考えております。

また、ノウハウの蓄積という観点でございますが、統計調査、回収率とかそういった質で設定されているところは別ですが、先ほどの木材も同じでございますが、調査票の審査というところ、ここが大きな統計の質を担保する、労力としてはかかるところでございます。

こちらにつきましては、先ほどと同じですが、今までの疑義照会の内容とか客体個々の情報をちゃんと農林水産省さんの方で吸い上げていただいて、そういった調査票の審査に必要なノウハウといいたいまいしょうか、技術については次の事業者にちゃんとお伝えしていただくということで、基本的にはある事業者に特定してというようなことはなくできたらなと考えてございます。

私どもで考えたいのは、2年間の事業でやっていただきました。それで経験を重ねた上で疑義照会の件数も減ってきたり、経験を生かした工夫を事業者の方にいただいているのです。そこは、もう少し長期化することによってより工夫をいただいた内容をいかすという観点をちょっと盛り込ませていただきたいという考えで、こんな形をとらせていただいております。

ちょっとお答えになっていないかもしれませんが、済みません。

○小林副主査 私はそういう課題があるかと思いました。ほかにいかがでしょうか。

○前原委員 結構です。

○小林副主査 よろしいでしょうか。

○公共サービス改革推進室 はい。

○小林副主査 先ほどの逢見先生の御指摘の部分は、ここでいうと「評価のまとめ」の内閣府でおつくりになっていただいた7ページ目のところの「スケジュールの管理」、(4)のところに含まれていると考えてよろしいですか。

○公共サービス改革推進室 はい。

○小林副主査 では、ありがとうございます。民間競争入札、官民競争入札の促進に一層努めていただきますよう、お願いいたします。大体、これで、内閣府のおつくりになった(案)で大体反映されているということではよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小林副主査 では、そのように農林水産省におかれましては今後もよろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。

(農林水産省担当者入替え)

○小林副主査 では、引き続きまして、「生鮮食料品価格・販売動向調査の実施状況及び実績評価(案)」について審議を行います。本件調査につきましては平成20年11月から平成23年2月までの2年4か月の契約期間として、民間競争入札により事業を実施しているところですが、まずは事業の実施状況について引き続き伊藤室長より御説明をお願いしたいと思います。

恐縮ですが、また5分程度でお願いしたいと思います。

○伊藤室長 まず、時計文字のⅠの事業概要についてでございますが、本調査は生鮮野菜の小売段階におけます国産の標準品と有機栽培ですとか、あるいは特別栽培といった高付加価値の国産品のそれぞれの価格、あるいは販売数量を輸入品のそれとともに調査をいたしまして、国産野菜の振興等に必要な資料を得ることを目的に実施しているものでございます。

また、本調査の大きな特徴でございますが、客体から毎月のデータを提供していただくにあたって、客体が毎月、データを記入したものを手間を省くということで3ヵ月分をまとめて1回で発送する、郵送するという形をとってございます。

このため、民間事業者が回収するという行為は年4回になります。1月から3月の分が4月、正確には3月末が期限でございますけれども、同様に4月から6月の分が7月、7月から9月の分が10月、10月から12月の分が1月。4回、アクションが行われることになってございます。

次に時計文字のⅡの「確保すべき質の達成状況及び評価」についてでございます。

1の「調査票の回収・督促」につきましては、当省がまとめました年間回収率の目標76%を上回ります80.3%の実績となっております。また、月別の目標値70%に対しましては実績は74.6%から85.4%ということで、いずれも目標を達成しているところでござい

す。なお、督促の結果、回収できたという割合は 26.6%ということになってございます。

次に 2 の「調査客体からの照会対応、調査票・第 1 報結果表等の審査、調査客体への照会」についてでございます。

この点につきましては、大変残念なことではございますけれども、民間事業者によります調査票の審査体制の不備が原因で、農林水産省に対しまして十分な審査が行われていないデータが報告をされまして、農林水産省側が実質的な審査を行わざるを得ないといったような事態が生じております。

3 ページの表の下の 2 つの欄を御覧いただきたいと思っております。

「民間事業者による照会件数」、その下には「農林水産省による照会件数」というところでございますけれども、1 月から 9 月までの民間事業者段階での疑義照会の件数を見ていただきますと、ほとんどない。一方、農林水産省側は下の段でございますが、農林水産省からの指摘による照会件数は 120 から始まりまして、9 月まではほとんど 100 のオーダーを超えているといったような状況になってございます。

こういったことから、農林水産省の方で肩替わりをしてきたという状況が見て取れるかと思っております。

しかしながら、民間事業者側が 10 月以降の調査に当たりましては私どもに対する窓口、連絡調整役になってございます担当者を交替しまして、新たに専属の部署も設けていただいたということで、10 月以降を御覧いただければわかりますように、ようやく農林水産省と民間の数字が逆転いたしまして、民間側が本来の審査をやると、その補完を当方がやったといったような状況となってございまして、一定の改善を見たところでございます。

このようなことがなぜ起きたのかということ、もう若干、補足的に御説明をさせていただきます。

1 月から 3 月分の調査票の報告に際しまして、民間事業者側の担当者は、本人が言うには理解不足ということでございますが、きちんとした審査ではなくて、全く無記入なもの、あるいは字が読めないといった場合にのみ客体に照会をするということで、本来の農林水産省が示した審査事項一覧表に基づく疑義照会、こういったものはなされずに農林水産省にそのまま報告をしてきたということでございました。

当省ではこのことを 4 月以降、把握したわけでございますが、直ちに当省の担当者の方から次回からは農林水産省が示しております「審査事項一覧表」に基づきまして確実に審査を履行するように、先方に改善を指示しました。

先方は、民間事業者側の担当者は審査事項については再確認し、勉強すると、次回調査分からは改善をするという約束をしております。

しかしながら、4 月から 6 月分の報告に際しましても、これも向こうに言わせれば客体からの調査票の回収に手間取りまして、回収率の確保を優先した結果、本来自らが審査をしなければならない業務が後回しになってしましまして、期限に追われて審査が不十分なまま農林水産省に報告をされたということでございました。

当然、農林水産省からも改めて審査体制そのものの改善を強く指示をしたところがございます。民間担当者からは謝罪とともに体制強化等を検討するという旨の確約を得たところでございます。

しかしながら、実態としては、これは業者側からの報告でございますけれども、当該担当者は上司にはこれまでどおり特段の問題がないという報告を続けてございまして、加えて業者側も農林水産省の窓口になっております当該担当者に業務をすべて任せていたといったような実態から、この間も何らの改善もされないまま推移してしまったということがわかってございます。

そのような中、問題の担当者でございますが、10月以降、他部署に異動になりまして、新任の担当者が任命され、社内の問題点が認識されるようになったところでございます。

このような経緯を踏まえまして、民間事業者からは平成22年調査に当たりましては、常務取締役を監視責任者に任命いたしまして、定期的に業務監査を実施するほか、審査、あるいは疑義照会の担当者の増員を行い、更に農林水産省からの指示には忠実に従うという旨を内容といたします改善実施策の提出があったところでございます。

次に時計文字のⅢの「実施経費の状況及び評価」でございます。

1の「実施経費」につきましては、見積経費と実施経費の差額が約14万円のマイナスとなっております。これは主に作業時間の増加に伴います人件費の増加があったものの、謝金等の減少がそれを上回った結果でございました。

時計文字のⅣの「事業の実施状況」につきましては省略をさせていただきますけれども、最後、「調査客体への対応状況」、9ページの8でございますが、アンケート調査の結果について、若干、触れておきます。

この結果によりますと、おおむね評価されていると見られますものの、督促時の対応・態度につきましてどちらかといえば悪いとする回答が17%ございました。これは先ほど説明いたしました牛乳・乳製品調査では0%の回答でございました。

また、疑義照会時の対応・態度につきましても、どちらかといえば悪いとする回答が7.3%ございました。

なお、主な意見でございますけれども、民間事業者の調査内容に関して認識、あるいは理解といったものが不足しているように感じられる、そして農産物の流通現場の実態に疎過ぎるといったアンケートでの意見をちょうだいしているところがございます。

私からは以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、引き続きまして実績評価（案）の御説明をお願いいたします。また、要点でお願いいたします。

○公共サービス改革推進室 それでは、実績評価（案）につきまして御説明させていただきます。資料につきましてはC-2という資料でございます。

1ページ目は事業概要等になります。こちらはちょっと省略をさせていただきます、2ページ目の「評価」でございます。

「対象公共サービスの質」としまして、回収率でございます。こちらについては農林水産省さんからの御報告にもありましたとおり、回収率目標については特に問題なく達成されているということでございます。

3 ページ目の方を見ていただきまして、従来の実施と今回の実施状況というところでございますが、まず、「調査方法」のところでは調査票の回収でございます。今まで郵送で回収をしていたというところでございますが、民間事業者さんの方は客体の希望に応じまして郵送のほか、FAXや電子メールでの回収も実施されたということでございます。

また、その下の「督促・回収」でございますが、左側、従来の実施状況、実施方法の②のところ、「電話による督促」が1回目の督促で回収が97 客体ということで、右側、21 年度を見ますと督促1 回での回収が212 ということで、督促の件数が多くなってございます。

これにつきましては、民間事業者が回収状況をデータベース化をいたしまして、督促スケジュールの管理ということも行っていて督促漏れのないよう確実に調査票を回収していただいたということでございます。

それから、「調査票審査・疑義照会」というところでございます。

農林水産省さんからの御報告がありましたとおり、1 月から9 月の9 か月間につきまして実質的な調査票の審査につきましては農林水産省が行ったということでございます。

こちらにつきましては、調査票の審査、疑義照会は調査結果の精度低下につながるものなので、民間事業者の方は農林水産省の指導を受けて迅速かつ誠実に対応いただくところだったのかなというところが一点。また、農林水産省さんの方も事業の実施者という観点から、そこはモニタリング、それから指導というところの対応についてはもう一つだったのかなと考えてございます。

民間事業者の方は報告期日を重視するということ、それからサービスの質としての回収率というところをちょっと重視されているというようなところもあったようでして、実際にかかる労力が想定できなかったのではないかと考えております。

そういった点を、是非、次の事業について改善を図るべく対応いただけたらと思っております。

「実施経費」につきましては、5 ページ目に入りますが、21 年、22 年の調査、2 年間としまして契約額が1,347 万円ということでございます。従来の実施経費に比べますと約51% ということで、2 年間で1,305 万円、1 年間で652 万の経費が削減という形になってございます。

「評価のまとめ」でございます。

この調査につきましては、国内農業の振興に必要な各施策に必要な、生鮮野菜の小売価格、それから販売数量の動向を把握するという調査でございます。こちらも継続して実施することが必要と考えてございますが、次の事業の実施に当たりましては次の点に留意をいただきたいということで、若干、触れさせていただいております。



まず、1点目は調査票の審査を確実に実施するというところですが、審査の内容・方法を実施要項にまず盛り込んでいただくということと、調査票審査後の疑義照会も含めて確実な実施を求めるような内容をサービスの質として設定をしていただくということも必要かなと考えております。

それから、調査票審査を正確かつ効率的に実施をいただくという観点で、調査客体の取扱品目、仕入れ・販売の特徴ですとか疑義照会の内容等、是非、客体の情報を整理いただいて民間事業者提供に提供いただきたいということでございます。

それから、済みません、最後は次のページ、6ページになりますが、まず、調査票の審査に専門性が必要だということでございまして、生鮮食料品の流通実態に関する専門知識ということの評価項目に載せてということも考えていただきたいということです。

それから、調査客体との良好な関係の維持という観点につきましても、民間事業者からの提案を求めて評価項目として設定をするというところ。

それから、事業開始当初、スムーズに実施をしていただくという観点で、詳細な引継ぎ、それから民間事業者の業務の進捗状況を把握いただいて適切なサポートをお願いしたいというところ。

それから、(4)といたしまして、実施経験を踏まえて民間事業者に工夫をいただくという観点から、現状の2年間の契約期間につきましても延長も検討いただきたいということ整理させていただいております。

以上です。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明いただきました事業の実施状況及び実績評価(案)につきましても、御意見、御質問をお願いいたします。

○前原委員 このケースは若干混乱したケースですね。このインヴェスティゲーションという会社がどういう会社か知りませんが、農林水産省との意思疎通が最初の段階でちょっと悪かったのでしょうか。

恐らく、この調査だったら、客体の方の都合を考えると、毎月ですし、FAXとか電子メールがもっとなければいけないような調査だと思うのですが、それが郵送が108になっているのはやはり最初の指導の部分がちょっと間違っただのかなという感じがしました。それで、後、いろんなところでその齟齬が出ているのかなと思います。

1年たったので、2年目からもう少しこの工夫をされたらいいと思います。もうちょっと工夫ができるのではないかと、指導ができるのではないのでしょうか。

○伊藤室長 よろしいでしょうか。郵送を主体にしたことがうまくいかなかったことにつながっているのではないかと御指摘を、もう少しわかりやすく御説明いただけますか。

○前原委員 このインヴェスティゲーション。さっきのものはもうはっきり言ってよくわかっている方ですね。この業者は、インヴェスティゲーションという会社は仕事の内容がわかっているのですか。

○伊藤室長 よろしいでしょうか。この会社は入札に参加した際には技術点が最も低い業

者でございました。

○前原委員 やはり、そうですね。

○伊藤室長 一番低いのですが、一方で価格も最も低かったと。総合評価でございますので、その結果、残ったという経緯がございました。

○前原委員 なるほど。それがやはり結果に出ていますね。だから2年目の改善も見て、場合によったら、もう一回、きちんと入札をして技術点の高いところを採用するというのも工夫をされたらどうでしょうか。私は改善の余地がかなりあると思います。

○伊藤室長 私もそのように考えております。

○小林副主査 はい、どうぞ。

○高橋専門委員 この生鮮食品の場合は前の木材とか牛乳・乳製品と違って、回収率が70%とかそういう感じなのですが、これはこういった業界の特質なのか。つまり、それこそ生鮮食品は価格などというのは日々どころか、時間によっても違うということで、業者にとって非常に難しいというか、記入しにくいということがあるのかなと思うのです。

そうすると、この70%といった場合にしょっちゅう同じような業者がいつも回答してこないのか、そうではなくて、結構、ばらばらで、全体として70%なのか。その辺、この業界の特徴はどういうことなのでしょう。

○伊藤室長 しっかりとしたスーパーさんですとか百貨店が対象ですから、ましてPOSを前提にしてございますので、そんなに高度なことを求めているつもりではないのですが、実際にはやはり皆さん、お忙しい方々でございますので、なかなかお約束していただいたとおりに返ってきてございません。

ただ、それを放置しておきますと調査精度の問題もございますので、必ず選定替えということをしております。

○野原委員 いろいろ問題があったという御指摘があり、それはそのとおりですけれども、ある意味、官民競争入札によって新しいやり方を模索する過程では、こういうこともあるのかなと私は思います。

それよりもむしろ、訪問でやっていた依頼を電話による依頼に替えたり、あるいは調査員がやっていた調査を郵送、あるいはFAX、電子メールに替えたことの方が重要で、そちらをできるだけ評価したいと個人的には思っています。

2点、質問がありまして、一つはオンライン調査はウェブ調査ではなくて、電子メール調査となっておりますが、その形を導入したのはなぜなのかというのが一つです。

もう一つは、これも細かい点ですが、先ほど毎月のデータを3回に1回というか、3か月分をまとめて回答していただくということで、年に4回、回答していただいているにもかかわらず、御説明いただいた資料3の2ページ目を見ると、毎月、回収数が違うのは、3か月分答えたけれども、一部無効になってしまった人がいるということで、一緒にならないということなのでしょう。

その2点をお聞きできればと思います。

○伊藤室長 2番目の質問はそのとおりでございます。

○野原委員 はい。なるほど。

○伊藤室長 1点目は。

○野原委員 あと一点。オンライン調査が電子メール調査であって、ウェブで答えてもらう調査で形でないのはどうしてか。

○伊藤室長 ごめんなさい。これはもともとオンラインで仕組んだということではないですね。

○増田課長補佐 ないです。

○伊藤室長 違まして、郵送を原則にいたしまして、客体から3月分記帳したものをまとめて年4回で済むように送っていただいておりますけれども、中にはそれよりも毎月回答することの方が自分としては扱いやすいというケースもございますので、そういった方を受けられるようにFAX、あるいは電子メールのいずれかを選んでいただいているという状況でございます。

○野原委員 その際に電子メールというやり方が本当に適切なのかどうか、今後も検討の余地があるのではないかと思います。電子メールの本文にテキストで書き込まれた回答を後でレイアウトし直さなければいけないわけで、これではオンライン調査にした効果は出てこないと思うのです。

これまでは調査員が訪問調査実際していたものを、郵送、FAX、オンラインと選択肢を多くしたという点は、とても評価できると思いますし、それによって回収率を上げたり、コスト削減にもなっていると思いますが、今後、オンライン調査の比率をより上げていくことによってもっと稼働を減らせるかもしれないと思うのです。

そういう効率化の余地があるという点で、オンライン調査をどういう形にやっていくのがいいのかというのは、今後も引き続き検討していただきたいと思っています。設問数にもよりますが、将来的にはウェブのアンケートのような形も選択肢にあるということが楽なのかなと思いますので、そういったことも今後更に検討いただければと思います。

○逢見副主査 今回のケースはやはり受託業者が調査票の回収に力が行き過ぎて、調査精度の維持についてやはりちょっと不十分だったのだらうと思います。そういう意味で内閣府のまとめにもありますけれども、やはり次期の入札の際には調査精度の向上のための確保すべきサービスの質をきちんと実施要項に記入するということと、この生鮮食料品の流通実態に関する専門知識という点についても、きちんと落札者決定の評価項目に入れて、この精度の維持ということがきちんと確保されてそれが評価されるという方向に、是非、改善をしていただきたいと思っています。

○伊藤室長 よろしいでしょうか。専門性の点でございますけれども、私も全くそのとおりだと思っております。ただ、実際には今回、この調査を始めるに当たりまして必須項目の中に入れて加算の方で扱っております。

必須項目に入れていたら、場合によってははじかれたのではないかという想像もしてい

るところでございます。

○椿専門委員 恐らく、今の話、農林水産省さんはこの会議でいろいろな専門知識を必須項目にしたいという御意向があったことはよく理解しているところなのです。ただ、一方で、今回、これを加点項目にする際に、実は農林水産省さんはこれは品質問題で実態としては自分たちのコストを払ったわけですね。

この品質でこれくらい落ちて専門性が悪いということは、実はこれくらいのコストを、内部コストを払ってしまうということからしたら、入札条件のときに品質問題の部分はかなり大きな加点要素で、むしろこんな安い案件で出てくるのはやはりちょっとおかしいということで、相当大きな、そのコストに見合った加点条件にするくらいにしてもいいのではないかとすら思ったところなんです。

今日、最初に示していただいたのはある意味で初期故障というか、初期の問題として許せる範囲でしたが、これを9か月引きずったという場合は、本来、この企業は例えばクオリティーマネジメントシステムのような認証を取っていたら、こういうことをやったら、もうその認証の停止になるぐらいの話だと思うのです。

ですから、その意味では、是非、そういう形で品質がどれくらい農林水産省さんの内部コストの問題なのかということと厳然とやられたらいいのではないかと思います。

○小林副主査 まさしくそのとおりでして、入札の仕組みの中で総合評価方式をとっているということで、今の場合はもう質のところ、勿論、入札監理小委員会で実施要項(案)を審議しておりますので、私たちの方にも責任はありますけれども、価格で勝ってしまったところが落ちたというところが、全然、安かろう悪かろうではダメだというこの趣旨の悪いところになってしまったと思うのです。

だから、その点、やはり加点項目に何を、何を評価していくかという内閣府の案でも、確保すべきサービスの質を設定することが必要だと書いてありますが、ここをもうちょっと強調した方がいいかもしれないと思います。

だから、この公共サービス改革の中でこういう案件が出てしまうと、私たちは何をしているのだという批判を招きかねませんので、総合評価の在り方といいますか、その点についてちょっとインプリケーションといいますか、何か含意をここにちょっと含めていただいた方がいいかなと思いました。

○前原委員 2年目の改善を見させていただくということですね。

○小林副主査 そうですね。

○野原委員 農林水産省さんの対応もあると思います。その民間業者にも問題はありますが、9か月の間、担当の方はどうしていたのですかと。

○小林副主査 それもあります。

○野原委員 それも含めてですね。

○小林副主査 今、椿さんがおっしゃったとおり、それがもうコストとしてはね返ってしまっているわけですね。

○椿専門委員 そうそう。

○小林副主査 だから、それは非常に大きいと思うのです。だから、勿論、農林水産省さんの方の責任というのもあると思いますけれども、最初、やはりスタートラインのところの判定したところでやはりそこに問題があった。だから、その総合評価の方法、そこに盛り込むべきところにあったということがやはりそのコストを引きずってしまったわけで、喪失してしまったわけです。

だから、そのこのところをやはり考えなければいけないなど。私、入札監理小委員会で認めておりますから、あれですが。

○伊藤室長 本当に手短かに一言だけ。今のお話について私の方からお答えしたいのですが、私どもの担当が全く手をこまねいて見ていた、あるいは黙認していたということは一切ございません。適宜、メール、電話、面接によって指導をしております。

しかし、我々に対する民間事業者側の窓口は実施要項にも定めてございますように、事業者側の担当者、業務担当者を定めることになってございます。その者が我々の窓口でございまして。その上司、場合によっては取締役までを我々の指示の対象にすることは想定してございませんでした。

また、一方でこの市場化テストがやはり国には果たし得ないような公共サービスの質の向上、効率化、コストの削減、こういったものができること、善意の立場でしていただけるものだと考えてございました。そういった意味では我々は頭から業者を問題があるという扱いをするのではなくて、一方で我々も統計調査結果の公表をきちんと果たさなければいけませんから、コストを払った形になってございますが、これはやむを得なかったと思っております。

最後におっしゃっていただきましたように、2年目をきちんと監視、注視していきたいと思っております。

○小林副主査 ありがとうございます。いろいろ議論ができましたけれども、この議論を含めて、本当に総合評価のメリットを生かさなければいけないところでこういう問題がやはり生じているわけですから、その点はできればもう少し強めに書いていただいた方がいいかなと。

それから、今、おっしゃっていただいたとおり、2年目のそのモニタリングといいますか、それを強化していく必要があるということだと思います。

ありがとうございます。若干の修正があるかどうかまではちょっとよくわかりませんが、ちょっと検討をしていただいて、それでまた若干、少し修正があった場合には委員にお知らせいたしますので、本件に関する監理委員会への報告等については私に一任していただければと思います。

○前原委員 一任いたします。

○小林副主査 よろしく願いいたします。ありがとうございます。それでは、私の方で調整させていただくということで、農林水産省におかれましては今後ともよろしく願い

したいと思います。

本日はありがとうございました。

(農林水産省担当者退室、林野庁担当者入室)

○小林副主査 それでは、続きまして「森林技術総合研修所庁舎の管理・運營業務の実施状況及び実績評価(案)」について審議を行います。本件事業につきましては平成21年4月から平成22年3月までの1年間の契約期間として、民間競争入札により事業を実施しているところですが、まずは事業の実施状況について林野庁森林技術総合研修所、総務課、佐藤課長より御説明をお願いしたいと思います。

御説明は短くて恐縮ですが、5分ぐらいで要点をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○鈴木係長 説明の方は、私、会計係長の鈴木からさせていただきます。よろしくお願いたします。早速ですけれども、「森林技術総合研修所庁舎の管理・運營業務の実施状況」について御報告させていただきます。

「平成21年度の事業の概要」としまして、委託業務内容が森林技術総合研修所庁舎における警備業務、清掃業務及び設備管理業務となっております。

業務委託期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとなっております。

受託事業者は、八王子建物管理株式会社。構成員である株式会社ダイコーとのグループ会社となっております。

Ⅱの「確保すべき質の達成状況及び評価」としまして、「利用者の満足度」については(1)、測定指標として研修終了時に施設利用者に対して行うアンケート調査で満足度85%以上であること。(2)、それについて集計済みのアンケート結果としまして、第1回アンケート結果、これは7月から8月に実施されました6研修、180名に対して調査した結果、各警備業務、清掃業務、施設整備業務とも90%以上。全体の平均満足度として96.1%という高い満足度を得ています。2回目のアンケート結果につきましても同じく全体の平均満足度が97.4%となっております。

これらのアンケート結果に対する対応状況としまして、各項目とも利用者から高い満足度の評価を得ているため、根本的な改善指示は行いませんでしたが、少数の利用者から寄せられていた個別要望等、例えば「スリッパを除菌してもらいたい」等のうち、対応可能なものについては改善を図るよう指導をいたしました。

2番の「品質の維持」についてですが、測定指標としては、研修実施中に管理・運營業務の不備に起因する冷暖房及び給湯施設の停止が全くないこと。それに対する実施結果として、報告時点においては研修実施中に管理・運營業務の不備に起因する冷暖房及び給湯施設の停止は一度もありませんでした。

3番、「施設・設備の保全」についてですが、測定指標としては当該施設・設備について管理・運營業務の不備に起因する破損、損傷が全くないこと。これに対する実施結果として報告時点においては当該施設・設備について管理・運營業務の不備に起因する破損、

損傷は一度もありませんでした。

4番、「各業務において確保すべき水準及び実施状況」についてですが、確保すべき実施水準としてまず警備業務については、施設及び敷地内の秩序及び規則を維持し、盗難、破壊等の犯罪及び火災等の災害の発生を警戒・防止することにより、研修生等、施設利用者の円滑な研修生活の確保や保全を図るとともに、安全を守ることを目指し、速やかに対応すること。

清掃業務については指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、または汚れを予防する等、快適な環境を保つこと。

設備管理業務については、指定された業務内容を実施し、機械設備の点検や運行を行い、異常等がある場合は応急措置を行い、監督職員に速やかに報告することとなっています。

それに対する実施状況としまして、警備業務について決められた時間に確実に巡回点検を行い、災害等の発生の警戒に努め、報告がされてきました。また、利用者に対して外出時の対応やクリーニング・宅配便の取り次ぎ等で誠実な態度で接していました。

また、ドアの故障等、施設に不具合が生じた際に速やかに報告がされたこと等により、的確に実施されていました。

清掃業務については、業務仕様書に基づいて確実に清掃業務が実施されていました。トイレットペーパーやお風呂用品等の消耗品の補充が確実に実施されていました。

また、宿泊室の布団の入替を気温に合わせて適切な時期に行う等、利用者の立場に立って誠実に対応がされていました。

最後に設備管理業務についてですが、業務仕様書に基づいて確実に機械設備の点検や運行が行われており、実施報告がされていました。また、揚水ポンプの異常を発見し、速やかに報告したことにより早期に修理をすることができ、大事に至らずに済みました。

以上の実施状況を踏まえた評価として、利用者の満足度を計るアンケート調査の結果は各項目いずれも90%以上の満足度であり、利用者からは高い評価を得ています。

また、各業務において確保すべき水準に対し、警備業務、清掃業務、設備管理業務、いずれの業務とも適切に実施されているとともに、誠実な対応がされていました。

Ⅲの「実施経費の状況及び評価」については、平成21年度の実施経費は、消費税を含んで1,211万5,614円の契約額となっています。それに対して平成19年度の実施経費は、3つの業務の契約合計額が1,665万690円となっています。

平成19年度と平成21年度との比較による経費削減効果については453万5,076円の削減で、削減率がマイナス27.2%となっています。

(3)の平成19年度と平成21年度における業務仕様の違いについては、業務内容及び業務量等に特段の仕様の変更はありませんでした。

(4)の競争入札応札者数については、平成19年度は各業務が2社ずつであったのに対し、平成21年度は市場化テストで各業務をまとめたことにより、8社の応札がありました。

3番の「民間事業者からの改善提案による改善実施事項」ですが、清掃業務における特別清掃、ビニールタイル床の清掃及びワックスがけについて、洗剤では取れにくい汚れを除去するため、各階を年4回に分け、床の剥離清掃を実施しました。

4番の「評価」について、実施経費の状況についての評価としては、民間競争入札を実施した平成21年度は平成19年度の業務仕様と同じでしたが、経費が3割近く削減されたことに加えて民間事業者からの改善提案により、特別清掃において床に固着している汚れを薬剤等で剥離洗浄してからワックスがけをするようにしたことで、より効果的な清掃業務が行われていると評価されています。

IVの「評価委員会への報告内容及び評価委員会での意見」ですが、評価委員会への報告内容として民間事業者による対象公共サービスの実施状況等を報告しています。その中で出された意見としては、「指定された業務の実施回数及び各業務において求められている水準を満たしていることが認められる。また、利用者からも高い評価を得ている」という評価を得ています。

以上、御報告させていただきます。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、引き続き実績評価（案）につきまして御説明をお願いいたします。これも要点で手短にお願いたします。

○公共サービス改革推進室 それでは、内閣府の実績評価（案）について簡単に御説明いたします。まず、事業の概要等につきましては林野庁さんから御報告があったとおりとなりますので省略させていただきます。

3ページ目のローマ数字のⅡ、「評価」のところになります。下のところに「対象公共サービスの質」ということで利用者満足度の結果が出ております。要求水準は85%以上ということで設定していますが、7月期、8月期に比べて、また11月末のデータについても更に数字がよくなっておりまして、8月末を過ぎてもサービスの改善は進んでいると判断ができるかと思えます。

あと、5ページの「実施経費」のところですが、これが従来の実施に要した経費、19年度のもの、21年度の契約額を比較しますと、約450万円の経費削減となっております。

最後の6ページ、「評価の総括」というところですが、民間事業者の創意工夫の部分については床の剥離清掃の部分等を実施されているという点がございました。

あとは実際の経費の部分ですが、応札者の方が2社から8社に増加しております。これについては官報公示により入札情報が多くの民間事業者の方に周知をされて、応札者の増加を想定した民間事業者が企画提案をより洗練したものを出してきているということと、あとは入札金額についてもより切り詰めた結果であるということが考えられるかと思われまます。

「今後の方針」ですが、耐震工事が予定されているということですので、耐震工事終了後の複数年契約での民間競争入札の実施を、今度、改定を予定している基本方針に措置し、民間事業者の参入意欲を更に高めていく予定でございます。



以上です。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 基本的には利用者の満足度も高いし、要求水準も達成されているし、かつコストも以前よりも経費削減になっているということではうまくいった事例ではないかと思っております。

ただ、1か所、ちょっと気になった表現が「スリッパの除菌について改善を図るよう指導した」とありますが、これは業務の仕様としては入っていなかったもので、要望としてスリッパの除菌をしてもらいたいというのが少数の利用者から個別要望としてあったということで、その指導をしたということが業務仕様外のことを指示したように受けとめられると、ちょっと当初の契約と違うことを要求することになるので、この指導がどのような中身であったのか、そこがちょっと気になったのですが。

○鈴木係長 一応、仕様にも入っています。

○逢見副主査 入っているのですか。

○鈴木係長 はい。それで、ご指摘がありましたように、ごく少数の意見ではあったのですが、多数の方が研修に来ますので、スリッパについても「清潔でよかった」という人もいれば、そうは受け止めない方もいますので、その辺も含めて「そのような少数意見があったので、ちょっと注意して見てください」という程度の指導をしました。

○逢見副主査 そうですか。

○鈴木係長 はい。

○逢見副主査 仕様にあれば、それは構わないと思います。

○鈴木係長 はい。

○小林副主査 私の方からちょっと形式的なことで、この実施状況ですけれども、「実施経費の状況と評価」のところで、これは今までのものと、1番の「平成21年度実施経費」というのは契約額ではありませんか。そうですね。これは契約額ですよね。だから、今までだと見積もりというところが契約額ですよね。

実施経費というのが、それぞれ業者の人からこれの業務にこれだけかかりましたという金額が書かれていましたよね。そこの説明がないのはどうしてですか。

○公共サービス改革推進室 今までも内閣府の評価（案）のところでは、実施経費のところは契約額の方を記載させていただいております。この施設の管理運営業務は特にインセンティブ、ディスインセンティブがない業務になっておりますので、当初の契約額の方が実際に委託費として支払った金額ということになります。

○小林副主査 勿論、そうなのですが、だから、農林水産省さんが、林野庁さんがおつくりになった方の「実施状況について」の方では、平成21年度の実施経費が契約額になっているではありませんか。だから、そこのところがちょっとほかのものと形式が違ってきますよね。

だから、そうすると、例えば平成 19 年度では別々に委託していたというので、それぞれの業務が出ているけれども、ではそれぞれの業務についてその業者さん、今の事業者さんがやったときに警備業務、清掃業務、どこで効率化が働いたのかというのがこれだとわからないではありませんか。

だから、報告ベースにしても、何かその情報が要るのではないかと思ったのです。そこはどうですか。

○公共サービス改革推進室 わかりました。それにつきましては注意書きか何かで付記するなり、検討をさせていただければと思います。

○公共サービス改革推進室 済みません。いいですか。今、小林先生がおっしゃったのは 19 年度の実施において警備、清掃、設備管理と 3 つに分かれてお金が入っていますが、これと比較ができないという趣旨のお話でよろしいでしょうか。

○小林副主査 書き方の形式が、今まで 3 件やったのと違うではありませんか。だから、ここで実施経費と書いたのがイコール契約額になっているということですよ。

○公共サービス改革推進室 そこは注意書きで対応をさせていただければと思います。

○小林副主査 そうですよ。だから、この場合はこうだからあれだということですよ。だから、本来だったら、こういうふうに包括的に出したことによってどういう効率化が働いたのかという説明が本当は要ると思うのですが、そこがないのでちょっとわかりにくいと思ったのと、その実施経費という言葉と先ほどの見積額と 2 つあったのと、ここでは一本化されてしまっているというところがちょっとわかりにくいというか、ということなのです。

○公共サービス改革推進室 わかります。

○小林副主査 そうですよ。事業者さんに、それぞれの業務に幾らかかりましたかということはないのですか。

○鈴木係長 そうですね。求めれば出していただけるかもしれませんが、契約の時点では示されていません。

○小林副主査 よろしいですか。それでは、今、若干、そこに注意書きを書くか、説明をちょっとしていただいた方がいいと思います。実施経費という言葉とその契約額というのがここではイコールだというようなところですね。そういうふうに思います。

それでは、この「森林技術総合研修所庁舎の管理・運營業務」に関する審議はこれまでとさせていただきますと思います。今の若干の形式的な修正を入れさせていただくと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、今後も業務を十分円滑に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日はありがとうございました。